

団体損害保険 健康状況告知 記載の注意点につきまして

富士フイルムグループ 団体損害保険ご加入にあたっては健康状況の告知が必要なプランがあります。
健康状況告知記載にあたっての主な注意点をご案内致しますのでご確認いただきますよう宜しくお願い致します。
※詳細についてはパンフレット・申込書を必ずご確認ください。

1. 健康状況告知が必要なプランと健康状況告知書質問事項に該当する場合のお取り扱い（新規加入の場合）

病気保険 (8E、8I、8H、8F)	次のいずれかとなります。 <該当疾病が A 欄に該当した場合>
先進医療 (S)	お引き受けできません。 <該当疾病が B 欄に該当した場合>
長期収入サポート (A)	特定の疾病・症候群について保険金をお支払いしない条件で お引き受けします。
親介護一時金・休業補償 (K2)	お引き受けできません。

2. その他注意点（継続の場合）

- ご加入内容に A 欄、B 欄疾病コードが付帯されている場合、対象コードに記載のある部位や症状での保険金支払は行いません。
- 先進医療 (S)、親介護一時金・休業補償 (K2) は病気保険のオプションとなります。病気保険に既に加入いただいている方で、新たに先進医療 (S)、親介護一時金・休業補償 (K2) を付帯する場合に健康状況告知に該当した場合、病気保険も連動して対象となります（但し、長期収入サポート (A) は除く）。
（例）病気保険既加入者 (8E1 口) で新たに先進医療 (S) を付帯する際、健康状況告知の結果、B 欄疾病コード「B0」が付帯される場合、病気保険 (8E1 口) にも B 欄疾病コード「B0」が適用されます。
- B 欄疾病コードが付帯している場合でも再度告知をいただくことで健康状況告知に該当しない場合、B 欄疾病を削除することも可能です。
- 2020 年 4 月 21 日始期以前の契約において A 欄に該当する保険金支払歴のある疾病と同一症候群の疾病および医学上因果関係のある疾病での保険金支払は行いません。

以上